

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

都区財政調整交付金の基準財政収入額の算定方法を定める規定について所要の規定の整理を行うこと。

(第二百十条の十二及び附則第七条の四関係)

第二 地方財政法施行令の一部改正

一 臨時財政対策債の発行可能年度を平成二十九年度から平成三十一年度までとすること及び県費負担教職員の給与負担の指定都市への事務移譲により創設される分離課税所得割交付金等の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準財政規模の算定方法を定める規定等について所要の見直しを行うこと。

(第十三条及び附則第九条から第二十条まで関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 災害対策基本法施行令の一部改正

県費負担教職員の給与負担の指定都市への事務移譲により創設される分離課税所得割交付金等の全額を基準財政収入額に算入することに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について所要の見直しを行

うこと。(第四十三条並びに附則第五項及び第六項関係)

第四 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正

臨時財政対策債の発行可能年度を平成二十九年度から平成三十一年度までとすることに伴い、不同意団体が特例的に地方債を発行できる場合を定める規定等について所要の見直しを行うこと。(附則第四条から第九条まで関係)

第五 附則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行すること。